

4 審議会等実施状況（附属機関）（平成27年度）

別紙4

No.	名 称	開催回数 H27	会議時間 時間/回 (H27実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令 必置	法令 任意	他	区分	名称					
1	民生委員推薦会	2	0.5	福祉部 総合福祉課	常設	●			規則	民生委員法 (苦小牧市民生委員推薦会規則)	3年	10	無	10	-
2	市営住宅入居者選考基準審議会	1	1.0	都市建設部 住宅課	常設			●	条例	苦小牧市営住宅管理条例	2年	8	有	8	2
3	青少年問題協議会	2	1.0	健康こども部 こども支援課	常設		●		条例	地方青少年問題協議会法 (青少年問題協議会条例)	2年	9	無	9	-
4	土地区画整理審議会	-	-	都市建設部 開発管理課	非常設		●		規則	苦小牧市土地区画整理事業施行規程 (土地区画整理法)	5年	20	有	-	-
5	住居表示整備審議会	-	-	市民生活部 住民課	非常設			●	条例	苦小牧市住居表示整備審議会条例	諮問から答申までの間	-	-	-	-
6	建築審査会	2	1.0	都市建設部 建築指導課	常設	●			条例	苦小牧市建築審査会条例 (建築基準法)	2年	7	無	7	-
7	特別職議員報酬等審議会	2	1.5	総務部 給与厚生課	常設			●	条例	苦小牧市特別職議員報酬等審議会条例	2年	7	無	7	1
8	退職手当審査会	-	-	総務部 行政監理室	非常設			●	条例	苦小牧市職員の退職手当に関する条例	諮問から答申までの間	3	無	-	-
9	公務災害補償等認定委員会	-	-	総務部 給与厚生課	非常設			●	条例	苦小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例	3年	5	無	-	-
10	公務災害補償等審査会	-	-	総務部 給与厚生課	非常設			●	条例	苦小牧市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例	3年	3	無	-	-
11	苦小牧市環境審議会	1	2.1	環境衛生部 環境保全課	常設			●	条例	苦小牧市環境基本条例	2年	20	有	20	5

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	
1	民生委員法により、「区域の実情に通ずる者」と規定されているため公募は困難と考える。		8	-	2	-	8	2	H28.10.1付けで委員改選あり (委嘱期間H28.10.1～H31.9.30)
2		現在の人数で妥当と思われるため、これ以上の増員は考えていない。	1	1	7	1	8	-	
3	学識経験者において市内各団体等に広く委嘱しており、公募する必要性がない。		7	-	2	-	9	-	H28.6.1付けで委員改選あり (委嘱期間H28.6.1～H30.5.31)
4									
5									
6	法律・経済・建築・公衆衛生・行政に優れた経験と知識が必要なため。	法令で謳われているため、増員の予定はない。	6	-	1	-	7	-	H28.5.1付けで委員改選あり (委嘱期間H28.5.1～H30.4.30)
7			5	1	2	-	7	-	
8	扱う内容が、公募になじまないため。								
9	扱う内容が、公務災害の認定や補償金額等、専門的な内容であり、公募になじまないため。								
10	扱う内容が、公務災害の認定や補償金額等、専門的な内容であり、公募になじまないため。								
11		定数20人のうち、各団体等からの推薦による委員割合を考慮し、現在の人数が妥当である。	14	4	6	1	19	1	

No.	名 称	開催回数 H27	会議時間 時間/回 (H27実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
12	基本構想審議会	-	-	総合政策部 政策推進室 政策推進課	非常設			●	条例	苫小牧市基本構想審議会条例	基本構想に関する答申まで	35	無	-	-
13	女性センター運営委員会	3	1.5	市民生活部 男女平等参画課	常設			●	条例	苫小牧市民活動センター条例	2年	11	有	11	2
14	苫小牧市公営企業調査審議会	1	1.3	上下水道部 総務課	常設			●	条例	苫小牧市公営企業審議会条例	2年	20	無	16	1
15	消費生活審議会	1	1.8	市民生活部 安全安心生活課	常設			●	条例	苫小牧市消費生活条例	2年	15	無	12	2
16	廃棄物減量等推進審議会	3	1.5	環境衛生部 減量対策課	常設		●		条例	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	2年	20	無	20	3
17	市民自治推進会議	5	1.8	総合政策部 政策推進室 市民自治推進課	常設			●	条例	苫小牧市自治基本条例	2年	10	有	10	3
18	男女平等参画審議会	2	1.5	市民生活部 男女平等参画課	常設			●	条例	苫小牧市男女平等参画推進条例	2年	10	有	10	3
19	行政改革推進審議会	5	1.25	総務部 行政監理室	常設			●	条例	苫小牧市行政改革推進審議会条例	2年	15	有	13	3
20	情報公開・個人情報保護審査会	1	0.66	総務部 法務文書課	常設			●	条例	苫小牧市情報公開・個人情報保護審査会条例	2年	5	無	5	-
21	公設地方卸売市場運営審議会	1	1.5	産業経済部 公設地方卸売市場	常設			●	条例	苫小牧市公設地方卸売市場条例	2年	17	無	14	-
22	障害程度区分認定等審査会	12	0.8	福祉部 社会福祉課 (現：福祉部 障がい福祉課)	常設	●			条例	苫小牧市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	2年	10	無	5	-
23	介護認定審査会	178	0.5	福祉部 介護福祉課	常設	●			条例	苫小牧市介護保険条例 (介護保険法)	2年	35	無	35	-

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	
12									
13			3	-	8	2	11	-	H28. 8. 1付けで女性センター運営委員会を廃止予定 (委嘱期間 ~H28. 7. 31)
14		平成29年8月の委員改選において、5人程度の公募を予定	12	1	4	-	16	-	
15		現在の割合で妥当と考えるため、これ以上の増員の予定はない	6	1	6	1	11	1	
16		公募委員の人数制限はないため、定数20人内で調整する	14	3	6	-	19	1	
17		学識委員、市民活動団体推薦委員による検討が必要であるため、増員は難しい	8	1	2	2	10	-	
18		社会のあらゆる分野で活躍している市民を委員とするため、公募は総人数のうち3人が妥当であることから、これ以上の増員は難しい	4	1	6	2	10	-	
19		公募委員枠を5人としており、H26年の委員改選では、選考基準を上回る3人を委員とした。H28年度の委員会改選においても5人枠で公募予定	9	1	4	2	13	-	H28. 11 委員改選予定
20	専門的な知識を必要とするため。		2	-	3	-	5	-	
21	専門知識を必要とすることから、公募になじまないため		11	-	3	-	14	-	
22	障害支援区分の認定等を所掌しており、医師、理学療法士等の専門職の知識を必要とするため		3	-	2	-	5	-	
23	委員は保健・医療及び福祉に関する学識経験者である必要があり、審査会も原則非公開で行うため		28	-	7	-	26	9	

No.	名 称	開催回数	会議時間 時間/回 (H27実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
24	市民文化芸術審議会	6	0.8	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苦小牧市民文化芸術振興条例	2年	10	有	10	1
25	福祉のまちづくり推進会議	3	1.5	福祉部 社会福祉課 (現：福祉部 障がい福祉課)	常設			●	条例	苦小牧市福祉のまちづくり条例	2年	15	有	14	2
26	国民健康保険運営協議会	2	1.0	市民生活部 国保課	常設	●			条例	苦小牧市国民健康保険条例 (国民健康保険法)	2年	10	有	10	1
27	苦小牧市中小企業振興審議会	4	2.0	産業経済部 商業観光課	常設			●	条例	苦小牧市中小企業振興条例	2年	15	有	15	3
28	スポーツ推進審議会	4	1.5	総合政策部 スポーツ推進室	常設			●	条例	苦小牧市スポーツ推進審議会条例 (スポーツ基本法)	2年	12	有	12	2
29	行政不服審査会	-	-	総務部 法務文書課	非常設	●			条例	苦小牧市行政不服審査法 (行政不服審査法)	3年	5	無	5	-
30	防災会議	-	-	市民生活部 危機管理室	常設	●			条例	苦小牧市防災会議条例 (災害対策基本法)	2年		無	41	-
31	国民保護協議会	-	-	市民生活部 危機管理室	常設	●			その他	国民保護法	2年		無	40	-
32	自然環境保全審議会	1	3.0	環境衛生部 環境生活課	常設			●	条例	苦小牧市自然環境保全条例	2年	18	有	18	6
33	企業立地審議会	-	-	産業経済部 企業立地推進室 企業立地課	非常設			●	条例	苦小牧市企業立地審議会条例	2年	25	無	-	-
34	都市計画審議会	3	2.0	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	常設			●	条例	苦小牧市都市計画に関する条例 (都市計画法)	2年	15	有	15	2
35	子ども・子育て審議会	2	1.5	健康子ども部 子ども育成課	常設			●	条例	苦小牧市子ども・子育て審議会条例 (子ども・子育て支援法)	2年	20人以内	無	16	2
36	社会教育委員会議	2	1.75	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苦小牧市社会教育委員設置条例 (社会教育法)	2年	10	有	10	2
37	学校給食共同調理場運営審議会	2	1.2	教育部 第2学校給食共同調理場	常設			●	条例	苦小牧市学校給食共同調理場条例	2年	12	有	12	2
38	文化財保護審議会	2	1.0	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苦小牧市文化財保護条例 (文化財保護法)	2年	10	有	9	3
39	文化交流センター運営協議会	1	1.0	教育部 生涯学習課	常設			●	条例	苦小牧市文化交流センター条例	2年	10	有	10	1
40	公民館運営審議会	1	1.0	勇弘公民館	常設			●	条例	苦小牧市公民館条例 (社会教育法)	2年	10	有	10	1

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	
24		平成28年5月頃の委員改選において2人の公募を予定	5	-	5	1	10	-	H28.6 委員改選予定
25		関係団体の推薦により福祉のまちづくりに係る各分野の有識者を確保した上で、公募委員を加える構成としており、現状維持の予定	10	1	4	1	14	-	H28.5.23付けで委員改選予定
26			7	1	3	-	10	-	
27		条例・規則にて委員の定数を定めているため、増員の予定はない。	12	2	3	1	15	-	H29.6.12付けで委員改選予定
28		現在増員の予定はない	9	-	3	2	12	-	
29		専門的な知識を必要とするため。	3	-	2	-	5	-	
30		条例により、公共機関等職員を中心に委員を構成しているため	40	-	1	-	41	-	
31		法令により、公共機関等職員中心に委員を構成しているため	38	-	2	-	40	-	
32			15	4	3	2	14	4	
33		専門知識を必要とすることから、公募になじまないため							
34		現在の割合で妥当のため、増員の予定はない	11	1	4	1	15	-	H28.9.1付けで委員改選あり (委嘱期間H28.9.1~H30.8.31)
35		現在の割合で妥当のため、増員の予定はない	10	-	6	2	16	-	
36		現在の割合で妥当のため、増員する予定はない	7	1	3	1	10	-	H28.6 委員改選予定
37		現在の割合で妥当のため、増員する予定はない	9	1	3	1	12	-	
38		現在の割合で妥当のため、増員する予定はない	6	1	3	2	9	-	
39		平成28年5月頃の委員改選において、1人の公募を予定	6	1	4	-	7	3	H28.6 委員改選予定
40		次期委員改選時において2名とする予定	4	-	6	1	10	-	図書館協議会委員を兼ねる。

No.	名 称	開催回数	会議時間 (H27実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
41	図書館協議会	1	1.2	教育部 生涯学習課	常設		●		条例	苫小牧市図書館条例 (図書館法)	2年	10	有	10	1
42	美術博物館協議会	2	2.0	教育部 生涯学習課	常設		●		条例	苫小牧市美術博物館条例 (博物館法)	2年	10	有	10	1

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	
41		平成28年5月頃に、委員改選において1人の公募を予定	4	-	6	1	10	-	H28.6 委員改選予定
42		専門的知識を有する委員とのバランスを考慮し、協議会において決定する	7	-	3	1	10	-	H28.6 委員改選予定

4 審議会等実施状況（私的諮問機関等）（平成27年度）

No.	名 称	開催回数	会議時間 時間/回 (H27実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
1	苫小牧市総合戦略推進会議	4	2	総合政策部 政策推進室 政策推進課	常設			●	規約	苫小牧市総合戦略推進会議設置要綱	2年	20人以内	有	18	3
2	定住自立圏共生ビジョン懇談会	3	1.5	総合政策部 政策推進室 政策推進課	常設			●	規約	定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱	2年	20人以内	有	18	3
3	苫小牧市航空機騒音対策協議会	3	1.2	総合政策部 まちづくり推進室 空港政策課	常設			●	規約	苫小牧市航空機騒音対策協議会規約	2年	26	無	20	-
4	苫小牧市公共交通協議会	2	1.5	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	常設			●	要綱	苫小牧市公共交通協議会要綱	2年	15	無	15	-
5	苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会	3	1.0	総合政策部 まちづくり推進室 まちづくり推進課	常設		●		要綱	苫小牧市駅前広場再整備計画等策定協議会設置要綱 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	再整備計画策定まで	23	無	23	-
6	指定管理者選定等委員会	3	2.3	総務部 行政監理室	非常設			●	要綱	苫小牧市指定管理者選定等委員会設置要綱	委嘱から指定まで	5	無	5	-
7	(仮称) 苫小牧市民ホール建設検討委員会	11	2.0	市民生活部 市民ホール建設準備室	非常設			●	要綱	(仮称) 苫小牧市民ホール建設検討委員会設置要綱	委嘱から基本計画策定まで	10	有	7	2
8	苫小牧市環境基本計画推進会議	3	1.4	環境衛生部 環境保全課	常設			●	要綱	苫小牧市環境基本計画推進会議設置要綱	2年	15	有	14	5
9	廃棄物埋立処分場運営委員会	-	-	環境衛生部 ゼロゴミ推進室 清掃事業課	非常設			●	要綱	苫小牧市廃棄物埋立処分場運営委員設置要綱	2年	10人以内	無	8	-
10	老人ホーム入所判定委員会	3	1.0	福祉部 総合福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市老人ホーム入所判定委員会設置要綱	2年	6	無	5	-
11	苫小牧市地域福祉計画推進委員会	2	1.0	福祉部 総合福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱	2年	20	有	-	-
12	苫小牧市地域自立支援協議会	2	1.5	福祉部 障がい福祉課	常設		●		要綱	苫小牧市地域自立支援協議会運営要綱 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)	2年	30	有	20	2
13	介護保険事業等運営委員会	2	0.7	福祉部 介護福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱	3年	15	有	15	3
14	地域包括支援センター運営協議会	3	1.2	福祉部 介護福祉課	常設			●	要綱	苫小牧市地域包括支援センター運営協議会設置要綱	2年	10	無	10	-

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	
1		現時点では予定していない	14	1	4	2	18	-	
2		現時点では予定していない	13	1	5	2	18	-	
3	町内会からの推薦が必要なため		20	-	-	-	14	6	
4	協議会の分科会に、詳細な議論をするために参加いただいているため	分科会の構成人数が限られているため	15	-	-	-	15	-	協議会内に分科会があり、その分科会委員に公募委員2名、内女性委員1名在職している
5	協議会の構成員は、複数の機関及び市民団体等から委員推薦をいただいているため		23	-	-	-	-	-	
6	取り扱う内容が専門的であり、公募になじまないため		5	-	-	-	5	-	
7			6	1	1	1	7	-	H28年度から新たに3名の委員を増員予定
8		公募委員の人数制限はないため、定員15人内で調整する	12	4	2	1	14	-	委員等の定数に事務局含む
9	廃棄物埋立処分場近隣住民の意見を反映させるため		8	-	-	-	6	2	
10	構成員はその設置目的から要綱により意思等職種を限定しているため		5	-	-	-	5	-	
11		平成26年6月の委員改選において公募委員人数を1人から2人に増員し、現状の割合が妥当であるため	-	-	-	-	-	-	H28.3.31で委員の任期が終了 H27年度に計画を改定したため、H28年度は委員会開催予定なし
12		関係団体の推薦により障がい者施策に係る各分野の有識者を確保し、その上で公募委員を加える構成としており、現状維持の予定	13	1	7	1	20	-	左記開催回数は全体会（本会議）分の集計であり、幹事会・部会等の活動を含めると、開催回数14回・延べ参加人数96人となる。謝礼基準にある出席会議の区分は、幹事会・部会等の参加状況を踏まえたもの。 H28.5.1付けで委員改選あり （委嘱期間H28.5.1～H30.4.30）
13		要綱で委員定数を定めていることから、増員は難しい	13	3	2	-	15	-	
14	介護サービスや権利擁護等に関する知識が必要となることから、関係団体からの推薦としているため		7	-	3	-	9	1	

No.	名 称	開催回数	会議時間 時間/回 (H27実績)	所 管 課	審議会等の設置形態	位置付			設置根拠（関連法令等）		委員等任期	委員等の定数	一般公募規定の有無	委員等の現行人数	うち一般公募人数
						法令必置	法令任意	他	区分	名称					
15	福祉有償運送運営協議会	2	0.6	福祉部 介護福祉課	常設			●	要綱	福祉有償運送運営協議会設置要綱	2年	9	無	9	-
16	苫小牧市立保育所民間移譲に係る事業者選定委員会	2	1.0	健康子ども部 子ども育成課	非常設			●	要綱	苫小牧市立保育所民間移譲に係る事業者選定委員会設置要綱	委員から報告まで	10人以内	無	-	-
17	苫小牧市青少年表彰選考委員会	2	0.5	健康子ども部 青少年課	常設			●	要綱	青少年表彰選考委員会設置要綱	2年	8人以内	無	6	-
18	予防接種健康被害調査委員会	1	1.0	健康子ども部 子ども支援課	常設			●	要綱	苫小牧市予防接種健康被害調査委員設置要綱	2年	5	無	5	-
19	苫小牧市テクノセンター運営委員会	1	0.8	産業経済部 テクノセンター	常設			●	要綱	苫小牧市テクノセンター運営委員会設置要綱	2年	10人以内	無	6	-
20	技能功労者表彰選考委員会	1	1.0	産業経済部 企業立地推進室 工業労政課	常設			●	要綱	苫小牧市技能功労者表彰選考委員会設置要綱	2年	10	無	5	-
21	治験審査委員会	11	1.0	市立病院 薬剤部	常設	●			その他	苫小牧市立病院治験審査委員会業務手順書 (省令GCP第27・28号(平成9年3月27日付)医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令)	1年	5~12	無	12	-
22	苫小牧市下水道事業アドバイザー委員会	-	-	上下水道部 下水道計画課	非常設			●	要綱	苫小牧市下水道事業アドバイザー委員会要綱	3月	5	無	-	-
23	特別支援教育振興委員会	-	-	教育部 学校教育課	非常設			●	要綱	苫小牧市特別支援教育振興委員会運営要綱	1年	10	無	-	-
24	教育支援委員会	18	1.5	教育部 学校教育課 教育部指導室	常設			●	規則	苫小牧市就学指導委員会規則 (平成14年文科初第291号通知)	2年	無	無	46	-

No.	公募委員を加えられない理由	公募委員の増員予定	男女構成（人）				在職年数（人）		備考
			男	うち 公募	女	うち 公募	10年 未満	10年 以上	
15	公共交通機関等に関する知識を必要とすることから、関係団体からの推薦としているため		8	-	1	-	9	-	
16	社会福祉事業、財務等に関する専門的知識が必要となるため		-	-	-	-	-	-	次回の保育所民間移譲の際には委員の選定、委嘱を再度行う。
17	町内会等の地域代表に委員の推薦を依頼しており、現状では公募の必要性はないとの認識のため		4	-	2	-	-	-	
18	医師免許を必要とすることから、公募に馴染まないため	医師免許を必要とするため増員は難しい	5	-	-	-	5	-	H28年度委員改選を予定（苫小牧保健所長の異動に伴うもの）
19	専門的な知識を必要とするため		6	-	-	-	6	-	
20	学識経験者及び団体の代表者で構成しており、公募になじまないため		5	-	-	-	4	1	
21	個々の症例確認や情報漏えいに注意が必要である等、一般公募は適さないため		9	-	3	-	7	5	
22	内容が非常に専門的であり、前回の内容を踏まえた事後評価が必要であるため、同職にある者を委員に選任している		-	-	-	-	-	-	
23	専門性が必要であり、教育支援委員会等の組織から選任するため		-	-	-	-	-	-	
24	児童生徒の就学に関わる個人情報に基づく審議を行うため		27	-	19	-	42	4	